

令和6年度(2024年度)

根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会資料

1	出席者名簿	・・・・・・・・・・	P 1
2	次第	・・・・・・・・・・	P 2
3	地区位置図	・・・・・・・・・・	P 3
4	環境情報協議会の設立経緯について	・・・・・・・・・・	P 5
5	田園環境整備マスタープランについて	・・・・・・・・・・	P 10
	・田園環境整備マスタープランの概要について	・・・・・・・・・・	P 11
	・関係市町の田園環境マスタープランについて	・・・・・・・・・・	P 13
6	情報提供	・・・・・・・・・・	別途
7	計画策定地区		
	○農村整備事業（農道・集落道整備〔高度化型〕）		
	①歯舞地区（道営計画策定）	・・・・・・・・・・	P 22
	②北矢中央地区（道営計画策定）	・・・・・・・・・・	P 26
	○農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業〔畜産担い手総合整備型〔再編整備事業〕〕）		
	③中標津東部地区（公社営計画策定）	・・・・・・・・・・	P 30
	○農地耕作条件改善事業		
	④西春別北一号線地区（団体営計画策定）	・・・・・・・・・・	P 34

令和6年度 根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会 出席者名簿

日時 令和6年9月24日(火)

場所 別海町役場1階 103・104号会議室

所 属	役 職	氏 名	現地調査	情報交換等	備 考
環境情報協議会	委 員	ムネオカ トシミ 宗 岡 寿 美	○	○	専門家
〃	〃	トヤマ マサヒロ 外 山 雅 大	○	○	専門家(根室市)
〃	〃	ウエダ タイジ 上 田 泰 治	○	○	農業者(別海町)
〃	〃	ヤマシタ ユキエ 山 下 幸 枝	○	○	住民(中標津町)
〃	〃	タキモト キヨシ 滝 本 清	○	○	住民(標津町)
根室市役所 水産経済部農林課	農 政 主 査	アイザワ ヒデオ 愛 澤 英 王	×	○	
別海町役場 産業振興部農政課	主 事	マルヤマ コウヘイ 丸 山 孝 平	×	○	
別海町役場 建設水道部事業課	主 幹	マエミチ ヨウジ 前 道 陽 司	○	○	
別海町役場 建設水道部事業課	主 任	シマノ ユウキ 嶋 野 裕 基	○	○	
別海町役場 建設水道部事業課	主 任	マツモト タカヤ 松 本 卓 也	×	○	
中標津町役場 経済部農林課	農 務 係 長	シモトチ タナミル 下 栃 棚 ミル 稔	○	○	
標津町役場 農林課	農 政 担 当	カンダ 神 田 あ かり	×	○	
中標津農業協同組合 営農部企画振興課	課 長 補 佐	クロカワ ヨシノリ 黒 川 義 紀	×	○	
北海道農業公社 中標津支所	課 長	キクチ ヤスノリ 菊 池 康 則	×	○	
北海道農業公社 中標津支所	主 査	オオタ テヒロ 太 田 千 尋	×	○	
根室振興局 産業振興部 地域産業担当	部 長	シバ ヒロシ 柴 洋 志	○	○	
〃 産業振興部 農務課	主 任	シマダ マサヤ 島 田 雅 哉	×	○	
〃 産業振興部 農村振興課	農 村 振 興 課 長	モリイ ダイスケ 森 井 大 輔	○	○	事務局長
〃 〃 〃	主 査 (農 村 振 興)	ヤブナカ コウジ 藪 中 浩 二	○	○	事務局
〃 〃 〃	主 事	イノウエ リョウ 井 上 凌	○	○	事務局
〃 〃 〃	主 事	ヤマグチ ユウト 山 口 裕 人	○	○	事務局
〃 〃 〃	地 域 計 画 係 地 域 計 画 長	アオキ テカラ 青 木 力	○	○	説明者
			22	14	22 (名)

令和6年度 根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会
 < 次 第 >

日時：令和6年9月24日（火）10:30～15:00

場所：各現場

別海町役場 103・104 会議室

1 現地調査

調査順	事業名	地区名	集合場所
1	農村整備事業（農道・集落道整備〔高度化型〕）	北矢中央	別海町役場より同行

2 意見交換及び情報収集

1) 開会

2) 挨拶

3) 座長選出

4) 意見交換等

①環境情報協議会の設立経緯について

②田園環境整備マスタープランについて

・田園環境整備マスタープランの概要について

・各関係町の田園環境整備マスタープランについて（根室市、別海町、中標津町）

③情報提供

④計画策定地区の説明及び意見交換等（対象地区）

地区番号	事業名	地区名	備考
1	農村整備事業（農道・集落道整備〔高度化型〕）	歯舞	道営事業計画地区 （道営計画策定） 2地区
2		北矢中央	
3	農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業〔畜産担い手総合整備型〔再編整備事業〕〕）	中標津東部	公社営事業計画地区 （公社営計画策定） 1地区
4	農地耕作条件改善事業	西春別北1号線	団体営事業計画地区 （団体営計画策定） 1地区

5) その他

6) 閉会

環境情報協議会の設立経緯について

環境情報協議会の設立経緯について

・環境との調和に配慮した整備

自然環境の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等の農村の持つ多面的機能に対する期待が高まっていることを受けて、食料・農業・農村基本法の基本理念に多面的機能の発揮が掲げられているとともに、農業生産の基盤整備に当たっては環境に配慮することが明記された。

(※1)

また、平成13年度に改正された土地改良法では、土地改良事業の施行に当たり、環境と調和に配慮することが明確に位置付けられた。(※2) さらに、平成13年10月に策定した「土地改良長期計画」では、「自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造」を政策目標に掲げられた。

北海道においても、北海道環境基本条例(平成8年北海道条例第37号)、北海道農業・農村振興条例(平成9年北海道条例第10号)を制定し、環境の保全や創造に関する施策を総合的・計画的に推進しており、「環境を保全し心やすらぐ田園空間の創造」を取組の基本方針とした「北海道農業・農村ビジョン21」を平成16年3月に策定した。さらに、農業農村整備事業を実施する際の指針については、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項などを明らかにすることを目的に、「北海道農業農村整備環境配慮指針」(平成17年3月)が策定されている。

また、農林水産省において「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」(平成14年2月14日付け農振第2512号。以下「環境要綱」という。)及び「農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について」(平成14年3月1日付け13農振第2784号)が定められ、事業の実施にあたって「環境との調和に配慮すること」が位置付けられるとともに、これらを踏まえて「田園環境整備マスタープラン」の策定や「環境情報協議会」の設置に関しても明確に位置付けられた。

※1 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)

(多面的機能の発揮)

第3条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業生産の基盤の整備)

第24条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

※2 土地改良法(昭和24年法律第195号)

(目的及び原則)

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

(1) 北海道農業農村整備環境配慮指針（平成17年3月策定）

農業農村整備事業の実施にあたっては、これまでも環境との調和への配慮に努めてきたところだが、今後、これらの取組を一層推進していくため、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項などが定められた。

この北海道農業農村整備環境配慮指針は、北海道の豊かな自然環境が将来にわたって保全されるよう北海道環境基本条例の趣旨を踏まえた内容となっている。

1) 基本方針

- ① 人と自然が共生する農村社会の実現を図るため、野生生物の種の保存や多様性の確保など生態系の保全に配慮する。
- ② 「うるおい」や「やすらぎ」など農業・農村が有する多面的な機能の増進に配慮する。
- ③ 営農を通じて形づくられてきた北海道ならではの雄大で美しい農村景観の保全に配慮する。

2) 事業実施にあたっての配慮事項

① 生態系の保全への配慮

農地及びその周辺の水辺や隣地には多様な動植物が生息しており、こうした動植物の生息環境の保全や移動ルートの確保のための工法選択の配慮。

- ア 河川や湖沼、湿地など多様な水辺環境の保全
- イ 森林、防風林、河畔林などの多様な動植物の生息環境の保全
- ウ 野生動物の移動路（コリドー）の確保
- エ 野生生物の生息に適した多孔質でより自然に近い工法の選択

② 農業・農村が有する多面的機能の増進への配慮

農業・農村の有する「うるおい」や「やすらぎ」など多面的な機能の増進を図るため、身近なみどりや水辺の保全に配慮。

- ア 農業用水利施設などの親水機能の維持・増進
- イ 農地法面緑化や防風林などの保全
- ウ 水質の保全や汚濁防止を図る工法の採用

③ 農村景観の保全への配慮

開拓以来の地域の歴史や文化との関わりの中で育まれてきた北海道ならではの美しい農村景観の保全に努めるとともに、必要に応じて緑化などを推進

- ア 周辺の景観と調和したデザイン工法の採用
- イ 遠景、中景、近景などの異なる視点からの景観への配慮
- ウ 農地や農道などの法面緑化による修景
- エ 防風林や屋敷林などの保全

3) 計画段階での取組

環境への配慮は画一的なものとして設定するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて対応すること。

① 計画段階で把握する事項

事業計画の策定にあたっては、計画対象地域及び周辺地域が有する自然環境等について充分把握しておくこと。

- ア 河川、湖沼、湿地、水路などの水辺環境
- イ 植物の種類と分布状況、野生動物の生息状況

- ウ 史跡や文化財の有無
- エ 景観の保全に関する事項
- オ 国・道立公園等の指定状況

② 農業者等の意見の把握

農村環境は、営農と密接に関連しながら形成されてきたことから、環境への配慮の具体的な取組に当たっては、長年そこに暮らし農地や水路等の管理を行ってきた農業者や地域住民等の知識や意向の把握に努め、事業計画への的確に反映していく。

③ 有識者等の意見

地域が有する農村環境の特性を適切に把握するためには、有識者等の客観的な視点からの評価が有効であることから、この活用に努める。

④ 費用負担者との調整

環境に配慮した事業を進めるに当たっては、整備費用の増加を伴う場合が多いことから、環境配慮の内容や増加費用の負担などについて、関係者間での合意形成が必要である。環境への配慮は、画一的なものとして設定するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて対応すること。

4) 実施段階での取組

① 実施計画

ア 設計に先立ち、工事の内容や実施時期、工事費負担のあり方、維持管理方法等について、受益者、市町村、土地改良区等と十分な打合せを行うこと。

イ 設計にあたって、地域が有する農村環境の特性を踏まえながら、事業目的の達成と環境配慮との調整、耐久性や経済性なども考慮した適切な内容とする。

ウ 施工業者に設計の意図を正確に伝えるため、通常的设计図書に加え、必要に応じて完成予想図や施工要領図などを作成すること。

② 工事施工

ア 施工業者から提出される施工計画書に基づき、設計内容との相違の有無、工程設定や施工方法の妥当性などについて確認するとともに、適切な施工管理が行われるよう指導すること。

イ 仮設物の設置に当たっては、周辺に及ぼす影響について現地確認を行い、影響が予想される場合は、回避等の適切な措置を求めること。

ウ 施工時期の変更などが生じた場合にあっては、改めて環境への影響の有無について確認すること。

(2) 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

平成13年の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、農業農村整備事業が自然と共生する環境創造型事業へ転換を図るため、さまざまな仕組みや支援が整備されている。

その一環として、国や地方公共団体等で実際に農業農村整備事業に携わる者を対象に、環境に係る調査、計画策定と設計に当たり、その内容が環境との調和に適切に配慮されたものとなるよう、基本的な考え方や留意事項等が平成14年2月に「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」として、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会において取りまとめられている。

そのほか、「生きものにぎわいある農村を目指して」などのパンフレットも取りまとめられており、その中で、農業農村整備事業における環境との調和への配慮は、下記のミティゲーション5原則（環境配慮の5原則）に基づき行うことなどが記されている。

- ① 回避 (avoidance)
行為の全体又は一部を実行しないことにより、影響を回避すること。
- ② 最小化 (minimization)
行為の実施の程度又は規模を制限することにより、影響を最小とすること。
- ③ 修正 (rectification)
影響を受けた環境そのものを修復、復興又は回復することにより、影響を修正すること。
- ④ 影響の軽減／除去 (reduction/elimination)
行為期間中、環境を保護及び維持することにより、時間を経て生じる影響を軽減又は除去すること。
- ⑤ 代償 (compensation)
代償の資源又は環境を置換又は供給することにより、影響を代償すること。

(3) その他

平成13年度の土地改良法の改正により、これ以降の農業農村整備事業については地域合意のもと市町村が策定する農村地域の環境保全に関する基本計画である「田園環境整備マスタープラン」を踏まえて実施することとなっている。

これを受けて、農林水産省から「「環境に係る情報協議会」の設置について」（平成14年3月1日付け13農振第2820号）が通知され、「環境との調和への配慮」について客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るため、調査・計画の段階で環境に関する意見交換及び情報収集を行う「環境情報協議会」を設置することとなった。

環境情報協議会では、事業実施主体として考えている事業種類ごとの配慮項目や配慮内容について、専門家・地域住民の代表者などから「事業計画が田園環境整備マスタープランに沿っているか、良好な農村環境の形成ができるか、最新工法や事例の紹介」などについて意見交換・助言・情報収集を行い、これらの意見を反映させつつ対象地域における環境配慮内容を決定することとしている。

実施時期及び協議会の委員選定については、各振興局で設置している「農業農村整備事業環境情報協議開催要領」等で定められており、実施時期はおおむね計画策定年度の調査開始時期と調査取りまとめ決定時期の2回程度であり、協議会の委員については原則5名で、環境に関する専門家2名程度、地域住民代表2名程度、農業関係者1名程度を選考する。

検討項目としては、「北海道農業農村整備環境配慮指針」等を参考に、地域に適した配慮を検討すること。

田園環境整備マスタープランについて

田園環境整備マスタープランの概要について

田園環境整備マスタープランの概要について

1) 田園環境整備マスタープラン

土地改良法改正の趣旨を踏まえ、平成14年度以降、農業農村整備事業等は「田園環境整備マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）が策定されている地域で「この内容を踏まえて実施する」ということが、環境要綱において位置付けられている。

これを受けて、「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について」（平成14年2月14日付け13農振第2513号）の中で、マスタープランの作成方法等が定められている。

マスタープランは、地域自らが個々の地域の特性を踏まえ、将来の地域のあり方を検討して作成する。特に「環境創造区域」では農業農村整備事業の実施にあたり、自然と共生する環境を積極的に創造する区域として設定するとともに、新たな環境に係る情報等がある場合は、その内容を踏まえてマスタープランを見直すこととしている。

<項目等>

① 現況調査

- ア 地域調査(地勢、地域特性等)
- イ 自然環境(気象、動植物、景観等)
- ウ 社会環境(地域指定、土地利用、歴史、文化等)

② 田園環境の現状と課題の把握

市町村が、地域の自然環境等に関する現状と課題を把握。

③ 環境配慮の目標と整備の基本方針の作成

住民や有識者の参加により配慮の対象とする環境要素を選定し、配慮目標を設定するとともに、整備の基本方針を作成。

④ 全体整備構想の作成

環境保全目標・基本方針から、農地等区域において、「環境創造区域（自然と共生する環境を創造するための施設等を重点的に整備する区域）」と「環境配慮区域（工事を実施するにあたり、環境に配慮した工事の実施を行う区域）」を定め、区域毎に整備構想を作成。

関係市町の田園環境整備マスタープランについて

根室市

根室市の環境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

<p>農村環境の現状</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根室市は、山岳部がほとんどなく、平坦な隆起海蝕大地 ・風連湖や春国岱などは世界的に貴重な野鳥が生息する自然環境 ・天然記念物のサカイツツジや、春国岱には、砂丘に自生するハマナスの群落 ・国の特別天然記念物のタンチョウ、天然記念物のクマゲラ、オジロワシなど数多くの鳥類が生息 ・昆虫では、天然記念物のカラフトルリシジミを始め、ミヤマアカネなどのトンボ類など多数が生息 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太平洋からの海霧の影響により農業は酪農が基幹 ・湿害などの影響により、牧草など飼料作物の生産に苦慮 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境資源を活用したアウトドアにより滞在型の観光を推進 ・家庭ごみの増大と多様化
<p>農村環境の課題</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風連湖など周辺の景観や水質など環境保全対策が必要 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜ふん尿処理の利活用に伴い流出への懸念 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市との交流促進のための環境破壊への懸念 ・家畜ふん尿処理の資源化への推進 ・家庭ごみの減量化と資源化の推進
<p>環境保全の基本的考え方</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を後世に引き継ぐための保全対策が不可欠 ・学芸員等の専門家と連携した環境保全対策を実施 ・各種事業による開発行為では、自然環境に配慮した工法を選択 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜ふん尿処理施設の整備により適正な管理と利活用を推進 ・環境負荷が最小限となる生産基盤の環境整備の推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排泄物と農業系廃プラスチックの適正処理と利活用の推進 ・家庭ゴミの減量化のための啓発活動の推進 ・水質保全のための植林を実施

関係市町の田園環境整備マスタープランについて

別海町

別海町の環境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

<p>農村環境の現状</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町を代表する風蓮湖や茨散沼、西別川等の自然環境、これらの周辺に動植物の生息 ・特に、タンチョウ、シマフクロウ、クマガラ、オジロワシ等の天然記念物が生息する恵まれた自然環境 ・別海町では、風蓮湖や茨散沼など町内の優れた景勝地を「別海十景」として指定 ・町立小野沼公園（別海十景）は、内陸部の貴重な水とみどりの空間に位置づけ ・魚類は、イトウやイワナ、オショロコマ等が生息 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道営草地整備事業や畜産基盤再編総合整備事業により生産基盤整備等を実施 ・国営環境保全型かんがい排水事業により水質浄化をはじめとする多面的機能を有する農業用排水施設を整備する等環境保全型農業を推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立小野沼公園は自然環境教育の場として利用 ・ヤチカンバ群落地等の文化財が多数分布
<p>農村環境の課題</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂流入で環境悪化が懸念されるので、小野沼等を含めた自然環境の保全が必要 ・農業用排水路から流れ出る水質の悪化が著しく、沼の水質悪化が懸念 ・草地造成による湿地の減少、排水路、農道などの整備による湿地の乾燥化が懸念 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農家の規模拡大に伴う家畜糞尿処理対策が必要 ・防風林は基盤整備に伴う伐採により減少傾向 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭雑排水の処理など生活環境基盤整備の遅れにより河川環境への影響が懸念 ・空き缶やゴミの投棄防止を促す看板の設置、環境美化への理解と協力が必要
<p>環境保全の基本的考え方</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した農道、農業用排水施設、護岸の整備が必要 ・水路整備は、動植物の生息空間として環境に配慮した素材（多孔質）など工法の検討 ・野生生物の移動経路を確保する等ビオトープをつなぐコリドーとして機能に配慮 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道、農業用排水路の整備の際には、既存の並木、防風保安林の保全の検討 ・堆肥舎、尿溜、堆肥盤等の家畜排せつ物処理施設の整備を行い、良質な堆肥及び尿の効率的な農地還元による資源循環と、土づくりの推進などにより持続的農業を展開 ・排水路とあわせて遊水池、土砂緩止林、排水調整池など付帯施設を一体的に整備し、環境負荷物質の流出防止による水質浄化の推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及と維持管理による生活環境の整備 ・住宅周辺の花壇の整備による景観配慮に対する意識の向上や、自然環境教育の一層の普及の推進

関係市町の田園環境整備マスタープランについて

中標津町

中標津町の環境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

<p>農村環境の現状</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標津川や当幌川などの清流と防風林・河畔林等の森林と、ここに生息するシマフクロウ、クマガエラ、ハイタカ等の絶滅危惧種の鳥類等が身近に観察できる。 ・開陽台からの農耕地と防風林の眺望は、本町の貴重な観光資源となっている。 <p>②社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散在散居で農家間の距離が離れていることや近年の過疎化、高齢化により農村コミュニティの維持が困難な状況にある。 ・豊かな自然環境を利用した魚釣りや昆虫採取、散策などのレクリエーション活動と酪農体験機会など豊富な資源に恵まれている。 <p>③生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は酪農を主とした農業を基幹産業としている。 ・広大な経営耕地による家族経営を主体とした一大酪農地帯である。 ・近年の農産物価格の低迷や購入飼料等生産資材価格の高騰により経営は厳しい状況にある。
<p>農村環境の課題</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物保全の観点から、カラマツを主体とした単相林に広葉樹を取り入れた複相林化が必要である。 ・本町の貴重な観光資源となっている農耕地と防風林の景観の維持保全が必要である。 <p>②社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家数の減少に伴う人口減少によりコミュニティ活動の維持増進が必要である。 <p>③生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家数が減少しており、担い手の育成が必要である。 ・農業従事者の高齢化、後継者不足により遊休農地の発生が懸念されている。 ・環境負荷の大きい農薬や化学肥料に頼らない家畜糞尿を有機物資源として有効活用する資源循環型農業の確立が必要である。 ・除雪車による砂利等の農地への飛散により作業機械の故障が問題となっているので、対策が必要である。
<p>環境保全の基本的考え方</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いの草地造成を抑制し、土砂や糞尿等の河川への流出を抑制する作用をもつ沢地の保全に努める。 ・河川水質の保全を図る家畜糞尿の適正な循環利用や、河畔林の保全などにより豊かで潤いのある清流の維持保全に努める。 ・動植物の繁殖のためには広葉樹の増殖が必要なので、防風林には広葉樹の植樹に努める。 <p>②社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の基幹産業である農業のPRを兼ねて、自然環境を住民相互の交流資源としての活用に努める。 ・農村地域の自然環境資源を教育・レクリエーションなど地域振興としての活用に努める。 <p>③生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業として環境と調和した農業を行うため、農薬や化学肥料を抑制した環境にやさしい生産活動の推進に努める。 ・勾配緩和等生産基盤の整備の他、環境負荷の大きい化学肥料に代えて、地域資源としての家畜糞尿の適正処理と活用に努める。 ・快適で魅力ある農村地域としての醸成を図るために農家家屋及び畜舎周辺の美化、生活環境基盤の整備を推進する。 ・農地に砂利等が飛散しないよう舗装化や劣化した舗装クラック等の保全対策の推進に努める。

① 農村整備事業（農道・集落道整備〔高度化型〕）

【 齒舞地区 】

地区番号	①
------	---

事業概要

事業名	農村整備事業 農道・集落道整備事業(高度化型)				
地区名	歯舞 (はぼまい)	関係市町村名	根室市		
予定期間	令和7～14年度		受益戸数	3	
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(雑種地)
	262.4			262.4	

事業目的

本地区整備路線は、豊富な飼料基盤を活かした大規模酪農経営が営まれている地域に位置しており、本計画路線は3戸(うち張付き農家2戸)の受益農家における通作及び生活道路としての利用状況、並びに集乳車、家畜運搬車等の運搬経路との一体性を考慮し、本地区を指定した。
 当該路線は砂利道であるため、降雨・融雪時の泥濘化とそれに伴う路面損傷といった課題が発生し、効率的かつ円滑な農作物輸送に支障を来している。
 近年一段と厳しさを増している農業情勢に対応するためには、これらの課題を解消し、農作業の効率化による経営基盤の強化を図ることを目的とする。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費(千円)
道路工	L=5,022m、W=4.0(6.0)	522,000
舗装工	L=5,022m、W=4.0(6.0)、アスファルト舗装	325,000
附帯工	一式	314,000
その他	測量設計費、用地補償費	339,000
総事業費		1,500,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境創造区域・環境配慮区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<p>◆河川環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の横断函渠工の整備にあたり、汚濁防止対策を講じる。 ・河川横断函渠工の整備にあたっては、生物の生息環境の保全に配慮する。
	<p>◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防風保安林などにおける希少生物の生息状況を確認する。 ・森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 ・低騒音・低振動・排出ガス対策型作業機械を使用する。

環境情報協議会に報告すべき事項など

◆道路整備自体が自然環境に与える影響について
 本路線はほぼ現況の道路敷地内に収まる見込みで、樹木の伐採もごく一部となるため、現況の砂利道がアスファルト舗装になること自体が自然環境に与える影響は軽微だと考えられる。

◆河川横断工について
 道路の整備に伴う河川横断部分(普通河川左サンコタン川)の改修にあたっては、周辺樹木の伐採を最小限にするとともに、施工時期の配慮及び汚濁防止対策の実施により、生物の生息環境の保全に配慮する。

◆野鳥や野生動物に対する配慮について
 計画段階で環境省釧路自然環境事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、特段配慮すべき事項はないとの指導を受けたが、施工の際は細心の注意を払う。

② 農村整備事業（農道・集落道整備〔高度化型〕）

【 北矢中央地区 】

地区番号	②
------	---

事業概要

事業名	農村整備事業（農道・集落道整備事業（高度化型））				
地区名	北矢中央（きたやちゅうおう）	関係市町村名	別海町		
予定期間	令和7年度～令和13年度	受益戸数	3		
受益面積 （ ha ）	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他（雑種地）
	143.3			143.3	

事業目的

<p>本地区は豊富な飼料基盤を活かした大規模酪農経営を営む酪農家が3戸（うち張付き農家1戸）存在しており、通作及び生活道路のため計画路線が利用されているが、現状が砂利道のため降雨・融雪時の泥濘化や干天時の砂塵被害が問題となり、大型車両の通行に支障を来しており、地元から早急な整備改善の要望がある。</p> <p>そのため本事業で整備し、地域での集乳時間の短縮や農作業の効率化を行い、地域の農業の発展を目指す。</p>
--

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費（千円）
道路工	L=1,652m W=4.0 (6.0)	159,600
舗装工	L=1,652m W=4.0 (6.0) アスファルト舗装	107,800
附帯工	一式	55,600
その他	測量設計費、用地補償費	87,000
総事業費		410,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境創造区域・環境配慮区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<p>◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防風保安林などにおける希少生物の生息状況を確認する。 ・森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 ・低騒音・低震動・排出ガス対策型作業機械を使用する。

環境情報協議会に報告すべき事項など

<p>◆道路整備自体が自然環境に与える影響について 本計画路線は一部区間を除き、ほぼ現況の道路敷地内に収まる見込みで、路線沿いの立木の伐採も予定していないため、現況の砂利道がアスファルト舗装になること自体が自然環境に与える影響は軽微だと考える。</p> <p>◆野鳥や野生生物に対する配慮について 事業計画段階で環境省釧路自然事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、北海道森林管理局生物多様性保全アドバイザーと協議を行い、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索する。</p>

- ③ 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業
〔畜産担い手総合整備型〔再編整備事業〕〕）

【 中標津東部地区 】

地区番号	③
------	---

事業概要

事業名	草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業				
地区名	中標津東部		関係市町村名	中標津町	
予定期間	令和7年度～令和10年度		受益戸数	18戸	
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他（雑種地）
	280			280	

事業目的

本地区は、平坦で広大な農耕適地を有しており、冷涼な気象環境のもとで草地利用型の畜産業が発達し、草地開発の推進と機械整備の高度化を経て大型酪農経営が創設され、良質な畜産物食糧供給基地として重要な役割を果たしている。

近年、畜産経営を取り巻く情勢は厳しく、更なる規模拡大や生産性の向上及びコストの低減が求められているなか、草地の経年劣化による生産性の低下、大型機械作業による不陸の発生が地域の課題となっている。

このため、本事業により生産力の低下した既存草地の基盤整備を行い、生産性の拡大・品質の向上及びコストの低減を図ることで、安定した農業経営基盤を構築し、畜産経営の体質強化を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費（千円）
草地整備	起伏修正 I A=280.00ha	170,000
諸経費	測量設計費	30,000
総事業費		200,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境創造区域・環境配慮区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の草地整備により堆肥の効率的な農地還元を可能にし、循環型酪農の推進に配慮する。 ・河川環境に配慮し、当該事業での除草剤散布は行わない。 ・農家への引き渡しの際、営農上防除が必要な場合は「採草地における植生改善マニュアル」等を遵守し、適正散布量とするようパンフレット等での周知・指導に努める。

環境情報協議会に報告すべき事項など

- ・タンチョウやシマフクロウ等の野生生物について、有識者等と打合せを行い営巣地等を確認し、必要に応じて施工時期などの調整を行う。
- ・工事実施年のはじめに環境省釧路自然環境事務所及びNPO法人タンチョウ保護研究グループ並びに北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、タンチョウ等の野鳥の営巣地を確認し、必要に応じて施工時期の調整を行う。

④ 農地耕作条件整備事業

【 西春別北一号线地区 】

令和6年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	4
------	---

事業概要

事業名	農地耕作条件改善事業				
地区名	西春別北1号線地区	関係市町村名	別海町		
予定期間	令和7～9年度	受益戸数	3		
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(雑種地)
	43			43	

事業目的

本地区は、広大な土地基盤を活用した草地型大規模酪農地帯にあり、受益農家は酪農専業農家及びそば農家である。本路線は受益農家の通作経路であり、営農上には不可欠な路線である。
 本路線は、降雨や融雪時の泥土化および大型車両の通行による不陸や路盤の損傷により農畜産物の搬入出に支障となっていることから、当該路線を砂利道から舗装にすることで交通の安定および物流の高速化により営農の効率化と農家営業の安定化を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費(千円)
道路工	改良舗装工事 L=1,073m	274,000
総事業費		274,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境創造区域・環境配慮区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装を行い交通を円滑にすることで通作、集乳車両の排ガス減少を図る。 ・舗装により車両走行時の土煙の飛散を予防する。 ・低騒音、低振動、排出ガス対策型建設機械の使用により周辺環境に配慮する施工をおこなう。

環境情報協議会に報告すべき事項など

本地区は本年度に用地確定測量及び用地買収・補償を行います。用地買収は一部草地に掛かる見込みがありますが、可能な限り用地買収を最小限に抑える方法を道路の形や現況を確認しながら検討しました。
 また、河川横断箇所は現在コルゲート管が入っていますが、道路整備に伴い既設管を撤去し、ボックスカルバートを新設します。なお、工事時には河道の掘削は行わずに現況の流路に合わせて設置を予定しています。